

# 令和5年度空き店舗を活用した商店街再生事業業務委託募集要項 (公募型プロポーザル)

## **1 案件名称**

令和5年度空き店舗を活用した商店街再生事業業務委託

## **2 業務内容に関する事項**

### (1) 事業目的と概要

大阪市、大阪商工会議所、大阪市商店会総連盟で構成する商店街再生事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）では、遊休不動産をはじめ人的資源や歴史的資源などの潜在的資源を用いて活性化をめざす市内の商店街において、面的な活性化に資するような魅力ある店舗の創出や、エリア価値向上に取り組む地域商業の将来を担う若手経営者やリーダー等となる人材の発掘・育成を図ることを目的とする。

今般、その目的を達成するため、受注者の持つエリア活性化の方策に関するノウハウなど幅広い知識と経験、専門性を活用する必要があるため、広く企画提案を募集する。

### (2) 業務内容

具体的内容については別紙1「令和5年度空き店舗を活用した商店街再生事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」を参照のこと。

### (3) 契約上限額

金 12,100 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (4) 契約期間

契約締結日から令和6年3月27日まで

### (5) 履行場所

本実行委員会指定場所

### (6) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

## **3 契約に関する事項**

### (1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定を準用し、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各種法令違反

等により社会通念上契約の相手方として不相当であると認められる場合は、契約締結をしないことがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

## (2) 委託料の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

## (3) 契約条項

別紙2「業務委託契約書」参照

## (4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

## (5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。元請の契約金額が500万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を発注者に提出しなければならない。

## (6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。

## 4 参加資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 直近1ヵ年において、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人都民税）、消費税及び地方消費税を完納していること。

- (3) 参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(4)の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
  - ア 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とし、その者が提案書の提出を行うこと。
  - イ 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
  - ウ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
  - エ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。
  - オ 単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。
  - カ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

## **5 スケジュール**

● 公募開始	令和5年5月 2日 (火)
● 質問受付期限	令和5年5月 15日 (月)
● 質問に対する回答	令和5年5月 17日 (水) (予定)
● 参加申請書類の提出期限	令和5年5月 31日 (水)
● 参加資格審査結果通知	令和5年6月 5日 (月) (予定)
● 企画提案書類の提出期限	令和5年6月 12日 (月)
● プレゼンテーション審査	令和5年6月 16日 (金) (予定)
● 選定結果通知	令和5年6月 下旬 (予定)
● 契約締結・事業開始	令和5年6月 下旬 (予定)
● 事業完了	令和6年3月 27日 (水)

## **6 応募手続きに関する事項**

### (1) 質問の受付・回答

#### ア 受付期間

公募開始日から令和5年5月15日(月)午後5時まで(必着)

#### イ 提出方法

「質問書」(様式1)に記載のうえ、下記9の提出先まで提出すること。

持参のほか郵送、FAX又はEメールによる申込を可とするが、送付後は電話確認を行うこと。

電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

※Eメールによる提出の場合は、「件名」に「質問：令和5年度空き店舗を活用した商店街再生事業業務委託」と明記すること。

※電話や口頭での質問は受け付けない。

## ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和5年5月17日（水）（予定）に実行委員会ホームページにて行う。

### (2) 参加申請書類の提出及び参加資格審査結果通知

#### ア 提出書類

##### 【単独法人等】

- (ア) 参加申請書（様式2：1部）
- (イ) 誓約書（様式4：1部）
- (ウ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本1部】
- (エ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの（写し可）：1部】
- (オ) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの（写し可）：1部】

※ただし、非課税又は会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由：1部）

- (カ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの（写し可）：1部】
- (キ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し：1部）

※(オ)及び(カ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※(ウ)～(キ)は、参加申請時点において、大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（「公募型プロポーザル参加申請書（様式2）」に承認番号を記載すること）。

##### 【共同事業体】

- (ア) 参加申請書（様式2：1部）
- (イ) 共同事業体届出書兼委任状（様式3：1部）
- (ウ) 共同事業体協定書（写し）（任意様式：1部）〈参考様式参照〉
- (エ) 誓約書（様式4：1部）
- (オ) 使用印鑑届（様式5：1部） ※代表構成員のみ
- (カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：原本1部】 ※代表構成員のみ
- (キ) 履歴事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの（写し可）：1部】
- (ク) 直近1ヵ年分の本店所在地の市町村民税（東京都の場合は法人住民税）の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの（写し可）：1部】

※ただし、非課税又は会社設立1年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由：1部）

- (ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3（その3の2、その3の3でも可））【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの（写し可）：1部】

(ロ) 直近1ヵ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し：1部）

※(エ)及び(キ)～(ロ)は、構成員となるすべての事業者について提出すること。

※(ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

※(オ)～(ロ)は、参加申請時点において、大阪州市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（「共同事業体届出書兼委任状（様式3）」）に承認番号を記載すること）。

## イ 提出期限

令和5年5月31日（水）午後5時まで（必着）

## ウ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

## エ 参加資格結果通知

全ての参加申請者に対し、令和5年6月5日（月）（予定）に様式2に記載の担当者メールアドレスあてに通知する。

## (3) 企画提案書類の提出

### ア 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル企画提案書（様式6）

(イ) 仕様書の内容を踏まえ、以下の項目が記載された提案書

様式は自由とし、A4判両面で10枚（20頁）以内とする。用紙の向きは縦又は横のいずれかで統一のうえ、ページ番号を付すこと。図等の使用も可とするが、主要な文字の大きさ（ポイント数）は11ポイント以上とする。ただし、表紙や目次は、制限枚数に含まない。

・プロモーション業務（Webサイト・SNSによる情報発信）

商店街に関心のある外部人材の掘り起こし及び本事業の認知度向上を図るための効果的な情報発信について、具体的に提案してください。

・プロモーション業務（セミナー等の実施）

商店街や地域に根ざして活動を行うキーパーソンの発掘を行うために、テーマ設定や講師候補など具体的に提案してください。

・ワークショップ業務

空き店舗を開業させるための事業プランを検討・作成するという目的を達成するためワークショップの内容や手法など具体的に提案してください。

・実施体制

本事業の具体的な人員配置計画について、配置予定者の氏名、所属・役職、業務経歴とその経験年数を記載し提案してください。

(ウ) 提案見積書（様式7）

(エ) 事業実績申告書（様式 8）

#### イ 提出部数

正本（上記(3)ア(ア)～(エ)） 1部（記名したもの）

副本（上記(3)ア(ア)～(エ)） 8部

※副本には記名せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。なお、「当法人」「当団体」のような記載は差し支えないが、具体的な名称の記載は避けること。

#### ウ 提出期限

上記(2)エの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から令和5年6月12日（月）午後5時まで（必着）

#### エ 提出方法

提出期限までに下記9の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

## 7 選定に関する事項

企画提案の審査については、有識者会議を開催し、以下の審査項目についての意見を聴取のうえ、発注者で受注予定者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

なお、有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験等を有する外部の者を含めて構成する。

### (1) プレゼンテーション審査

#### ア 実施日時

令和5年6月16日（金）（予定）

※詳細は、上記6(2)エの参加資格結果通知に記載する。

#### イ 実施場所

大阪市中央区本町一丁目4番5号

大阪産業創造館 11階 会議室A・B（予定）

※詳細は、上記6(2)エの参加資格結果通知に記載する。

#### ウ 内容・方法等

(ア) 上記6(3)アの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。

なお、資料の追加・変更は認めない。

(イ) 1事業者あたり30分程度（うち説明約20分以内、質疑応答含む。）とする。

(ウ) 参加者は1事業者あたり3名以内とし、必ず業務責任者を含めること。なお、共同事業体の場合も同様とする。

(エ) 実施日時、実施場所、説明時間等について、変更する場合がある。

(オ) プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

## (2) 選定基準・方法

審査項目	基準	配点 (100点満点)
事業目的及び妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の目的及び内容を理解しているか</li> <li>・提案内容が効果的であり創意工夫のあるものか</li> </ul>	20
専門性	<b>【プロモーション業務】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Web サイト・SNS による情報発信に関して、事業者の持つ経験やネットワークを活かした具体的な提案がされているか</li> <li>・セミナー等の実施について、商店街や地域に根ざして活動を行うキーパーソンを発掘できるようなテーマ設定や講師候補など具体的な提案がされているか</li> </ul>	20
	<b>【ワークショップ業務】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き店舗を開業させるための事業プランを検討・作成するために効果的なワークショップの内容となっているかなど、事業者の持つ経験やネットワークを活かした具体的な提案がされているか</li> </ul>	30
実施体制	運営スタッフの専門知識や業務の運営体制が整っており、事業の進行管理が適切に行えることが見込まれるか	10
実績	商店街における空き店舗対策について、ワークショップ等を通じた店舗誘致などの実績を有しており、事業の運営を円滑に行うことが見込まれるか	20
合 計 (有識者1名あたり)		100

ア 上記の選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容について、有識者会議の意見を聴取したうえで評価を実施し、全委員の合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

イ 全委員の合計点が最も高い提案者が複数いる場合

(ア) 審査項目の「専門性」項目の得点が高い者を受注予定者とする。

(イ) 「専門性」項目の得点も同じ場合は、「実績」項目の得点が高い者を受注予定者とする。

(ウ) 「実績」項目の得点も同じ場合は、「事業目的及び妥当性」項目の得点が高い者を受注予定者とする。

(エ) 「事業目的及び妥当性」項目の得点も同じ場合は、見積価格が低いものを受注予定者とする。

ウ 全委員の合計点が最も高い提案者の評価が、一委員でも 100 点満点中 50 点を下回った場合は、受注予定事業者として選定しない場合がある。

## (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。

イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。

ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

オ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合

(ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

(イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの

- (ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- ケ プレゼンテーション審査を欠席すること
- コ 提案見積書に記載の額が、上記 2 (3) の契約上限額を超えているもの

#### (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は全ての参加者に対し、令和5年6月下旬（予定）に様式2に記載の担当者メールアドレスあてに通知するとともに、本実行委員会ホームページに掲載する。なお、参加者が共同事業体の場合は、共同事業体名称及び構成員となる全ての事業者名についても公表する。

## 8 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、審査・受注予定者選定の用以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）。
- (5) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。ただし、発注者より指示があった場合は、この限りではない。
- (6) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (7) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (8) 受注予定者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、一委員でも評価点が50点を下回っている者を除くことがある。

## 9 提出先、問合せ先

担当：商店街再生事業実行委員会事務局

（大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課内）

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビル0's（オズ）棟南館4階

電話：06-6615-3781

FAX：06-6614-0190

Eメール：[keiyaku@saisei-osaka.jp](mailto:keiyaku@saisei-osaka.jp)

受付については、午前9時から午後5時までとし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の午後0時15分～午後1時を除く。